

監査総合グループ第8回考査 試 験 問 題

注意事項

<補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください>

- 1 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 3 答えは、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については3桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。**黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。**
- 4 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 5 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 6 **問題に関する質問には一切応じません。**
- 7 試験時間は2時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 8 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は**机の上に置いて使用してください**。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。**試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験無効とします。**
- 9 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 10 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 11 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 12 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 13 **不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。**
- 14 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

(答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例)

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと

	所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)									
	東京	番号	2	0	2	5	0	1	2	3	4
氏名	会計 太郎	0	○	●	○	○	●	○	○	○	○
		1	○	○	○	○	○	●	○	○	○
		2	●	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		9	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<注意>
 補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。
 ※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。
 ※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと。

問題1 退職給付会計【配点25点】

問1 我が国の退職給付会計の開示に関する以下の設問に答えなさい。

【注記事項】

～(略)～

4. 会計方針に関する事項

～(略)～

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、A () 基準によっております。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理の方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員のB 平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員のB 平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10～12年) による定額法により費用処理しております。

ウ C 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

～(略)～

(D) の変更)

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の費用処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) で費用処理していましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を10年に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

1. 下線部Aに関して、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」第19項に照らして、以下の文章の空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は、原則として継続して適用しなければならない。

- (1) 退職給付見込額について全 (①) で除した額を各期の発生額とする方法 (以下、「(②) 基準」という。)
- (2) 退職給付制度の (③) に従って各 (①) に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法 (以下「(③) 基準」という。)

なお、(2)の方法による場合、(①)の後期における (③)に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が (④) に生じるとみなして (⑤) した (③) に従わなければならない。

2. 下線部Bに関して、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下「退職給付指針」という。)第103項によれば、数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理年数は、制度ごとに個別に決定することができ、連結会社間で統一する必要もないものと考えられるとされている。そのように考えられる各々の理由を退職給付指針に照らして答えなさい。
3. 下線部Bに関して、退職給付指針第104項によれば、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の決定方法としては、下線部Bの方法の他に2つの方法が考えられる。その2つの方法を答えなさい。
4. 下線部Cに関して、退職給付指針第47項によると、簡便法を適用できる小規模企業等とは、原則として従業員数()人未満の企業をいう。この空欄に当てはまる数字を答えなさい。
5. 下線部Cに関して、退職給付指針第111項に照らして、原則法から簡便法への変更が認められる場合を2つ答えなさい。
6. 下線部Dに関して、空欄に当てはまる適切な語句を答えなさい。なお、対象企業でリストラクチャリングにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果として、数理計算上の差異の費用処理年数を変更したものであり、会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更に該当したものとする。

問2 以下は、上場会社である株式会社A社（以下「A社」という。）の退職給付債務及び年金資産の状況である。[前提条件]に記載の内容を踏まえて各問に答えなさい。なお、本問では問題の便宜上、金額に単位を付しておらず、一部の項目を黒丸（●）で塗りつぶしている。

[前提条件]

- (1) A社は、積立型の確定給付企業年金制度を採用している。なお、A社グループのうち、A社以外の会社には退職金規程がなく退職金の支払実績もないものとする。
- (2) A社の数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しており、X2年3月期以前から変更はない。なお、過去勤務費用は発生していない。
また、未認識数理計算上の差異については、税効果を認識のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。
- (3) X2年4月1日における退職給付債務は20,000、年金資産は15,000、割引率は1%、長期期待運用収益率は2%であり、期末の割引率に重要な変動は生じていない。また、X2年4月1日における未認識数理計算上の差異は3,000（不利差異）であり、全てX2年3月期に生じたものである。
- (4) 年金基金からの年金の支給額は1,000、A社からの掛金の拠出額は2,000であった。
- (5) 税効果は、問題に関係するその他の包括利益に関連するものだけを示している。
- (6) 繰延税金資産の回収可能性に問題はなく、法定実効税率は30%とする。
- (7) 下表（ワークシート）に用いる記号は次のとおりである。

S : 勤務費用	I : 利息費用
R : 期待運用収益	A : 数理計算上の差異の費用処理額
P : 年金又は退職金支払額	C : 掛金拠出額

	期首 X2/4/1		退職給付 費用		給付/掛金 支払額	予定 X3/3/31	数理計算 上の差異	実際 X3/3/31
退職給付債務	(20,000)	S	(1,000)	P	●●	(●●)	(●●)	(22,000)
		I	(●●)					
年金資産	15,000	R	●●	P	(●●)	●●	●●	17,300
				C	●●			
退職給付に係る負債（純額）	(5,000)		(●●)		●●	(●●)	(●●)	(4,700)
未認識数理計算上の差異	3,000	A	(●●)			●●	●●	●●
（税効果分）	(900)		●●			(●●)	(●●)	(●●)
退職給付に係る調整累計額	2,100		(●●)			●●	●●	●●

1. X3年3月期のA社における退職給付に係る注記（抜粋）について、空欄①～⑨に当てはまる数字を答えなさい。なお、数字がマイナスとなる場合は△を予め付しているため、解答上は符号を考慮する必要はない。

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,000
勤務費用	1,000
利息費用	(①)
数理計算上の差異の発生額	(②)
退職給付の支払額	△ (③)
<hr/>	
退職給付債務の期末残高	22,000

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,000
期待運用収益	(④)
数理計算上の差異の発生額	(⑤)
事業主からの拠出額	(⑥)
退職給付の支払額	△ (⑦)
<hr/>	
年金資産の期末残高	17,300

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,000
利息費用	(①)
期待運用収益	△ (④)
数理計算上の差異の費用処理額	(⑧)
<hr/>	
確定給付制度に係る退職給付費用	(⑨)

2. X3年3月期末における個別財務諸表の退職給付引当金の計上額を答えなさい。

3. X3年3月期のA社における連結包括利益計算書関係の注記（抜粋）について、空欄①、②に当てはまる数字をそれぞれ答えなさい。なお、数字がマイナスとなる場合は△を数字の前に付すこと。

退職給付に係る調整額	
当期発生額	(①)
組替調整額	(②)
<hr/>	
法人税等及び税効果調整前	△500
法人税等及び税効果額	150
<hr/>	
退職給付に係る調整額	△350
<hr/>	

問題2 サステナビリティと企業経営【配点 15 点】

問1 サステナビリティに関して、以下の設問に答えなさい。

1. サステナビリティに関する国際的な枠組みに関する以下の文章を読み、空欄①～⑤に当てはまる適切な語句または数字を答えなさい。

(①) は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの一部であり、17 の目標、169 のターゲットが示されている。目標 13 では (②) が取り上げられており、国連気候変動枠組条約が基本的な枠組みであるとされている。この、国連気候変動枠組条約締約国会議が毎年開催されているが、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて (③) °C より十分低く保ち、(④) °C に抑える努力をするというのが、いわゆる (⑤) 協定である。

2. サステナビリティ情報の開示について、以下の設問に答えなさい。

(1) 我が国のサステナビリティ開示基準 (以下、「SSBJ 基準」という。) 及びその基礎となった国際サステナビリティ開示基準 (以下、「ISSB 基準」という。) では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を 4 つのコア・コンテンツとして開示することが求められている。この 4 つの項目を答えなさい。

(2) SSBJ 基準に関する以下の記載のうち、誤っているものを一つ選択しカタカナを答えなさい。

ア：SSBJ 基準は、ISSB 基準と整合性を図ることを基本的な方針として開発された。

イ：SSBJ 基準は、社会的責任のある全ての上場企業が適用することを想定し開発された。

ウ：SSBJ 基準は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足・補完するものであり、財務諸表と同じ報告企業の範囲、同じ報告期間に関する情報を原則として同時に報告することが求められる。

(3) 資本市場において、(投資家に代表される) 主要な利用者における有用性の観点から、企業がサステナビリティ情報の開示に取り組む意義について、キャッシュ・フローを生み出す能力、サステナビリティ関連のリスク及び機会の 2 つの用語を用いて説明しなさい。なお、これらの用語を使用した際には下線を付すこと。

問2 国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board:ISSB)のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」は、情報利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるように、サステナビリティに関するガバナンスの開示を求めている。

この目的を達成するため、ISSB基準においてガバナンス機関(取締役会及び各委員会等)に関して開示が求められる情報について、以下の選択肢から当てはまらないものを一つ選択しカタカナを答えなさい。

ア:ガバナンス機関として、多様性・公平性、包摂性等に合致した取締役の指名・選任プロセスを設けているか。

イ:ガバナンス機関が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているか。

ウ:ガバナンス機関が、企業の戦略、主要な取引に関する当該企業の意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか。

エ:ガバナンス機関が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標(targets)の設定をどのように監督し、それらの目標(targets)に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか。

問題3 財務デュー・ディリジェンス、バリュエーション【配点 20 点】

問1 M&A 実務において一般的に用いられる次の①～③の略語の意味を[語群]から選択しカタカナを答えなさい。

- ① LOI
- ② IM
- ③ SPA

[語群]

ア：M&A の契約書において、取引の実行のために必要な一定の条件。
イ：対象会社の株式に関する売買契約の内容を記載する契約書。
ウ：買手が対象会社等の株主や経営陣に対して、自らの買収意思と希望条件を伝える書面。
エ：M&A 実行後、対象会社等を経営統合する際に業務等に支障が出ないように、統合阻害要因を事前に検証し、統合後にそれを反映したマネジメントを行うこと。
オ：売手が買手に対し、最終契約の締結日や譲渡日等において、対象会社に関する財務や法務等に関する一定の事項が、一時点において真実かつ正確であることを表明し、その内容を保証するもの。
カ：M&A 契約において、契約締結日からクロージング日の間そしてクロージング日以降に、各当事者が行うべき行為や、逆にはならない禁止事項を規定するもの。
キ：M&A 対象会社の概要を対象会社が特定されない程度に匿名でまとめたもの。
ク：企業結合会計基準上の手続として、M&A 等により取得した企業又は事業の取得原価について、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なものの企業結合日時点の時価を基礎として当該資産及び負債に対して配分するもの。
ケ：売手が買手に対して開示する売却予定の対象会社等の概要を記した資料。

問2 以下の[買収対象会社の財務数値]及び[買収対象会社のインタビュー回答事項]に基づき、買収対象会社の各期の調整前 EBITDA 及び調整後 EBITDA を分析して以下の設問に答えなさい。
なお、買収対象会社の回答に虚偽はなく、全て正しいものとする。

1. 買収対象会社の各期における調整前 EBITDA、調整項目①～③及び調整後 EBITDA の金額を答えなさい。調整項目がマイナスの場合は「△」を付し、調整が不要の場合は、「－」を記載すること。
2. 調整前 EBITDA 及び調整後 EBITDA の分析結果として、あなたがクライアント（買手企業）に収益性の観点で強調して報告すべきと考えられる点を端的に述べなさい。

[買収対象会社の財務数値]

単位：億円	X1/3期	X2/3期	X3/3期
売上高	1,000	1,100	1,150
営業利益	100	110	115
減価償却費	10	10	10

[買収対象会社のインタビュー回答事項]

- 調整項目① 買収対象会社は、X2/3期の期末において事業Xから撤退した。事業XによるEBITDAは、X1/3期：△20億円、X2/3期：△10億円であったと試算されている。
- 調整項目② 上記事業Xからの撤退に伴い、リストラ関連コスト（X2/3期：10億円、X3/3期：5億円）を特別損失に計上した。
- 調整項目③ X3/3期において、業績の上振れ分を特別賞与として支給し、5億円を販売費及び一般管理費に計上した。なお、特別賞与の支給はX2/3期以前は行われていないとのことであった。

問3 バリュエーションに関して述べた以下の文章のうち、下線部の内容が正しいければ解答欄に○を、誤りであれば×を記入し正しい内容を答えなさい。

- (1) 価値とは売手と買手の間で決定された値段である。
- (2) DDにおいて株式価値にかかわる事項が発見された場合でも、株式譲渡価額に反映されないこともある。
- (3) DCF法は、将来獲得されるリターン(キャッシュ・フローや利益)を当該リターンのリスクが反映されていない割引率にて現在価値を計算する。

問4 マルチプル法に基づくバリュエーションに関して、以下の設問に答えなさい。

- 以下の**[買収対象会社の財務数値]**及び**[計算前提]**に基づいた場合の株式価値を計算しなさい。
- マルチプル法による計算結果がDCF法による計算結果と整合しない場合、マルチプル法による計算結果について、主にどのような点に着目して計算前提を検証すべきと考えられるか、端的に述べなさい。

[買収対象会社の財務数値]

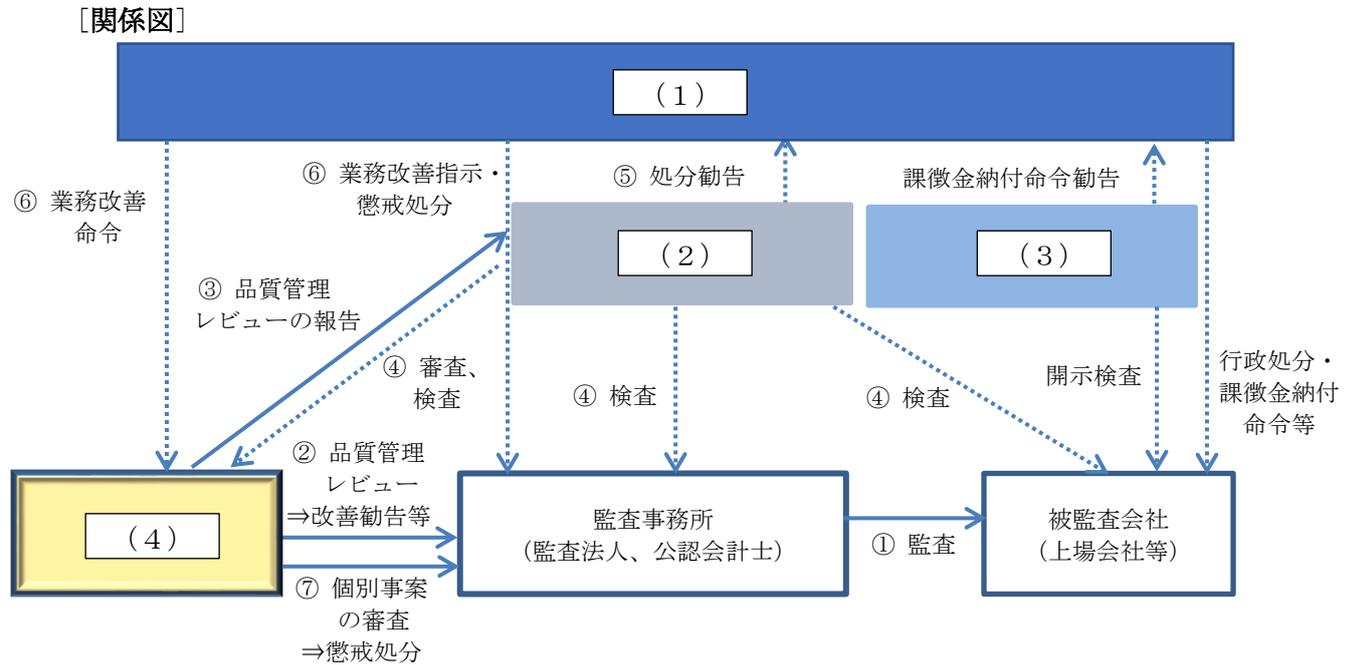
単位：億円	X3/3期
売上高	1,150
営業利益	115
当期純利益	70
減価償却費	10
現預金	100
投資有価証券	30
長期借入金	125

[計算前提]

- ・ 計算手法はマルチプル法とし、EBITDA倍率により計算する。
- ・ 対象会社のEBITDA倍率は、類似会社の傾向から、5.0倍を適用する。
- ・ 現預金は、概ね必要最低現預金水準であり、余剰資金はないものと仮定する。
- ・ 投資有価証券は事業と直接関連のない上場株式であり、計算基準日の時価は40億円である。

問題4 職業倫理 (J3) 【ゼミナール】 【配点 15 点】

問1 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁による行政処分との関係に関する以下の[関係図]に関する設問に答えなさい。



1. 上記[関係図]のうち、空欄(1)～(4)に当てはまる適切な名称を以下の[語群]の中から選び、カタカナを答えなさい。

[語群]

- | | |
|-------------|---------------|
| ア：日本公認会計士協会 | イ：公認会計士・監査審査会 |
| ウ：金融庁 | エ：証券取引等監視委員会 |

2. 上記[関係図]における「⑦個別事案の審査」を行う機関の名称と、その審査の結果、懲戒処分が必要な場合に処分内容を決定する機関の名称を、それぞれ答えなさい。

問2 国際的な倫理規程の改正を受け、日本公認会計士協会においても、2022年7月25日付で倫理規則を改正した。以下のア～エの文章は改正後の倫理規則の説明の一部であるが、いずれの文章にも1箇所誤りが含まれている。誤りの内容と正しい内容を簡潔に答えなさい。

ア：適用範囲はPIEであり、PIEとは上場企業及びその関連企業を指す。

イ：自己レビューの阻害要因が発生する可能性のある非保証業務の提供が禁止となった。
また、提供可能な非保証業務については、監査役等に事前の説明をすることが求められることとなった。

ウ：特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度（監査意見を表明する会計事務所等の総収入のうち、特定の監査業務の依頼人からの総報酬が占める割合）が高い割合を占める場合、当該依頼人に対する報酬依存度の高さ並びに当該依頼人からの監査及びその他の業務からの報酬を失うことへの懸念は、自己利益という阻害要因の水準に影響を与え、擁護という阻害要因を生じさせる。

エ：会計事務所等は、PIEである監査業務の依頼人の監査役等に対し、次の全ての事項について適時にコミュニケーションを行わなければならない。

- ・会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査に対して、会計事務所等（但し、ネットワーク・ファームは除く）に支払われたか、又は支払われるべき報酬
- ・報酬の水準によって生じる阻害要因が許容可能な水準にあるかどうか、及び許容可能な水準ではない場合、そのような阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために会計事務所等が講じた、又は計画している対応策

問3 倫理規則の改正を受け、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、PIEである監査業務の依頼人に対し、以下のいずれも満たす場合に限り、監査の過程で生じる情報又は事項に関連する助言及び提言を提供することが認められることが明文化された。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・会計事務所等が、経営者の責任を担わないこと・自己レビュー以外の独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、概念的枠組みを適用すること |
|---|

以上を前提に、以下の業務が、監査の過程で生じる情報又は事項に関連して提供される可能性のある助言及び提言に該当する場合は○を、該当しない場合は×を記入しその理由を答えなさい。

- ①財務及び会計に係る内部統制の適切性、並びに財務諸表及び関連する開示金額の決定に用いられる算定方法に関する助言
- ②監査上の発見事項に起因する修正仕訳の提案
- ③財務報告及びプロセスに係る内部統制に関する発見事項についての協議並びに改善に向けた提案等

問4 以下の文章を読み、識別されたリスクが「不正リスク評価」に基づくものであることを念頭に置いた上で、実証手続に関する監査計画として明らかに問題と考えられる点を2つ、簡潔に答えなさい。なお、「収益の架空計上（アサーション：発生）」というリスク識別の領域自体は正しいものとする。

ある上場会社の監査業務において、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、「収益の架空計上（アサーション：発生）」を特別な検討を必要とするリスクとして識別した。「収益の架空計上」という不正リスクに対応する実証手続として、「期末日前後に計上された売上に対し、所属する監査法人のマニュアルを基に必要なサンプル数（通常よりも多くのサンプル数）を決定し、サンプルを抽出する。抽出されたサンプルについて、顧客からの発注書、出荷証憑、顧客からの受領書を確認し、売上計上日の適切性を検討する。」という計画を立案した。

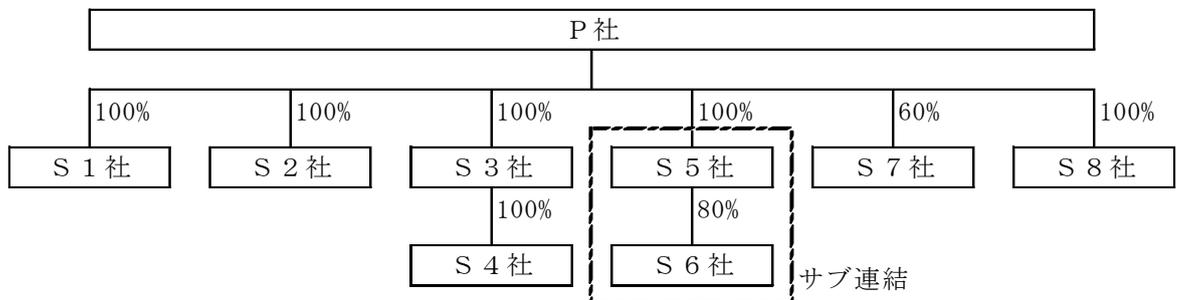
問題5 グループ監査【配点 25 点】

あなたは、東証スタンダード市場に上場しグローバルに展開する製造業のP社（3月決算）の連結監査チームの一員である。以下の資料を読み、設問に答えなさい。

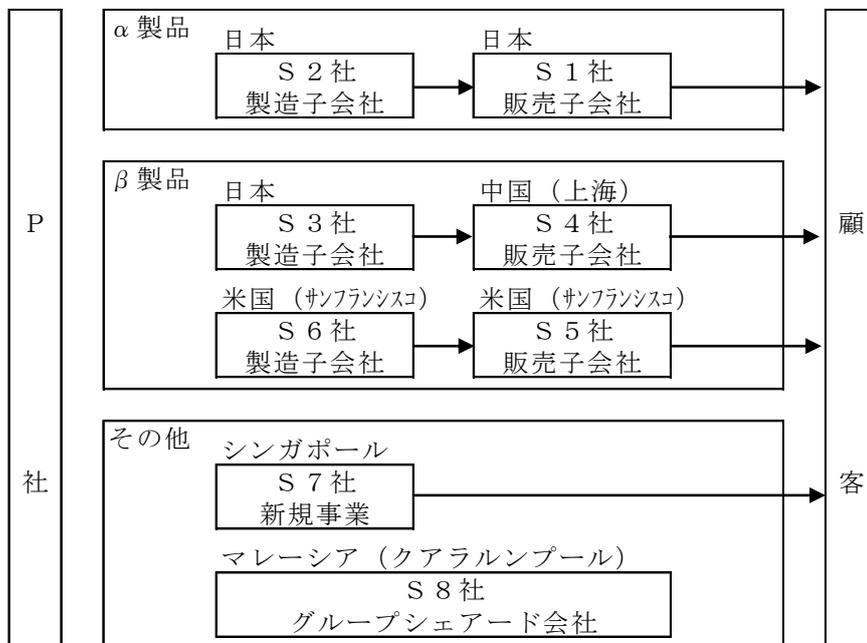
[前提]

- ・ P社グループはホールディングス制であり、事業セグメントはα製品事業、β製品事業及びその他事業の3つである。
- ・ 中国に所在する子会社S4社は12月決算会社だが、3月末で仮決算を行い、連結財務諸表に取り込んでいる。
- ・ 米国に所在する子会社S5社とS6社はサブ連結を行っており、P社へ提出する連結パッケージはサブ連結した数値となっている。その他の子会社はフラット連結である。
- ・ 現在は期末監査の終盤であり、連結財務諸表の数値が締まった段階である。

[P社の資本構成図]



[P社グループの商流図]



[期末実績値に更新したグループ監査調査書]

定性情報	サブ連結								
	P社	S1社	S2社	S3社	S4社	S5+S6社	S7社	S8社	
子会社・関連会社	—	子会社	子会社	子会社	子会社	子会社	子会社	子会社	
所在国	日本	日本	日本	日本	中国	米国	シンガポール	マレーシア	
役割・セグメント	グループ経営	α 販社	α 製造	β 製造	β 販社	β 事業	別事業	シェアード	
持分比率	—	100%	100%	100%	100%	—	60%	100%	
設立経緯	—	分社化	分社化	分社化	自社設立	—	増資引受	自社設立	
個別の監査契約	法定	—	—	—	法定	—	法定	法定	
監査人	DYY監査法人	—	—	—	DYY 上海	DYY SF	現地ローカル	DYY KL	
作成基準	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準	米国基準	IFRS	IFRS	
GAPP調整	なし	なし	なし	なし	なし	18号の5項目	18号の5項目	18号の5項目	
決算日	3月	3月	3月	3月	12月	3月	3月	3月	

監査手続を実施する構成単位		○	○	○	○	○	○	○	○
重要性の基準値 (百万円)	225								
手続実施上の重要性 (百万円)	135	97	78	71	58	46	(別資料参照)	16	25
明らかに僅少な額 (百万円)	11								
単体法定監査における手続実施上の重要性 (百万円)		69							
リスク対応手続の種類及び範囲 ※	連結	全体	全体	全体	★複数	★複数	★複数	◆特定	集約
監査手続の実施主体	グループ監査人	グループ監査人	グループ監査人	グループ監査人	グループ監査人	構成単位	構成単位	構成単位	構成単位

単位：百万円	連結	リスク評価	連結調整	単純合算	P社	S1社	S2社	S3社	S4社	S5+S6社	S7社	S8社
現預金	2,000	重要性○	0	2,000	400	500	100	50	★500	★400	30	20
売掛金	2,000	重要勘定等	▲ 1,500	3,500	0	2,000	1,500	0	0	0	0	0
	1,500	重要勘定等	▲ 600	2,100	0	0	0	600	★1,000	★500	0	0
	50	—	0	50	0	0	0	0	0	0	50	0
棚卸資産	1,000	重要勘定等	0	1,000	0	100	900	0	0	0	0	0
	500	重要勘定等	0	500	0	0	0	★250	50	★200	0	0
	20	—	0	20	0	0	0	0	0	0	20	0
その他流動資産	150	—	0	150	80	20	15	10	10	10	3	2
有形固定資産	5,500	重要勘定等	0	5,500	300	300	2,000	★1,000	100	★1,100	◆600	100
無形固定資産	400	重要性○	0	400	200	0	50	★50	0	50	20	30
のれん	1,700	重要勘定等	▲ 400	2,100	0	0	0	0	0	★2,100	0	0
投資有価証券	1,850	重要性○	▲ 1,600	3,450	3,350	0	0	100	0	0	0	0
その他投資	150	—	0	150	80	10	10	10	10	20	5	5
資産計	16,820	—	▲ 4,100	20,920	4,410	2,930	4,575	2,070	1,670	4,380	728	157
(負債・純資産省略)												
売上高	13,000	重要勘定等	▲ 9,500	22,500	0	13,000	9,500	0	0	0	0	0
	9,000	重要勘定等	▲ 4,000	13,000	0	0	0	4,000	★6,000	★3,000	0	0
	200	—	▲ 1,300	1,500	1,000	0	0	0	0	0	200	300
売上原価	6,260	重要勘定等	▲ 9,500	15,760	0	9,500	6,260	0	0	0	0	0
	3,500	重要勘定等	▲ 4,000	7,500	0	0	0	★2,000	4,000	★1,500	0	0
	100	—	0	100	0	0	0	0	0	0	100	0
販管費	8,000	重要性○	▲ 1,100	9,100	800	2,200	2,000	1,200	1,500	1,200	50	150
営業外損益	160	重要性○	▲ 2,000	2,160	2,100	10	10	20	20	▲ 15	10	5
経常利益＝税前利益	4,500	—	▲ 2,200	6,700	2,300	1,510	1,250	820	520	285	60	155

※「リスク対応手続の種類及び範囲」に記載されている各項目の定義は以下の通りである。

全体：構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続の立案及び実施

複数：1つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続の立案及び実施（本問では、対象となる勘定科目に★を付している。）

特定：特定のリスク対応手続の実施（本問では、S7社が当期に取得した有形固定資産の実在性に関する手続を実施する。）

集約：リスク対応手続の集約的な実施（本問では、販管費について、シェアード・サービス・センターであるS8社で会計処理を集約的に行っているため、S3社～S8社の販管費を1つの母集団として手続を実施する。）

※S5社～S8社の連結パッケージはIFRS会計基準もしくは米国会計基準で作成されており、実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従って親会社側で連結調整仕訳を行っている。

※明らかに僅少な額を、グループ監査人とコミュニケーションを行う金額の基準値としている。

※監査チームは、不正リスクとして、α事業の売上の過大計上、β事業の売上の過大計上を識別し、特別な検討を必要とするリスクとして、S6社ののれん評価を識別している。当該リスク認識の判断過程については別の監査調査書にて詳細に文書化している。

[S 4社～S 6社の現地通貨ベースの連結パッケージ及び連結調整表]

		中国子会社	米国サブ連結子会社			
		S 4社	S 5+S 6社	連結調整	S 5社	S 6社
役割・セグメント		β 販社	β 事業	—	β 販社	β 製造
持分比率		100%	—	—	100%	80%
設立経緯		自社設立	—	—	自社設立	買収
手続実施上の重要性		2,300千人民元	—	—	193千米ドル	113千米ドル
単位		千人民元	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
現預金		★ 25,000	2,667	0	★ 2,000	667
売掛金	α 事業	0	0	0	0	0
	β 事業	★ 50,000	3,333	▲ 2,000	★ 3,333	2,000
	別事業	0	0	0	0	0
棚卸資産	α 事業	0	0	0	0	0
	β 事業	2,500	1,333	0	200	★ 1,133
	別事業	0	0	0	0	0
その他流動資産		500	67	0	33	33
有形固定資産		5,000	7,333	0	667	★ 6,667
無形固定資産		0	333	0	0	333
のれん		0	14,000	★ 14,000	0	0
投資有価証券		0	0	▲ 667	667	0
その他投資		500	133	0	67	67
資産計		83,500	29,200	11,333	6,967	10,900
(負債・純資産省略)						
売上高	α 事業	0	0	0	0	0
	β 事業	★ 300,000	20,000	▲ 13,333	★ 20,000	13,333
	別事業	0	0	0	0	0
売上原価	α 事業	0	0	0	0	0
	β 事業	200,000	10,000	▲ 13,333	13,333	★ 10,000
	別事業	0	0	0	0	0
販管費		75,000	8,000	0	5,333	2,667
営業外損益		1,000	▲ 100	0	67	▲ 167
経常利益＝税前利益		26,000	1,900	0	1,400	500

※為替レートは、決算日レート、期中平均レートともに、20 円/人民元、150 円/米ドルとする。なお、1 百万円未満の端数は設問の都合上、無視するものとする。

※サブ連結を行っている S 5 社、S 6 社については、各社の機能に応じて、リスク対応手続の立案及び実施を行う勘定科目をグループ監査人が決定し、構成単位の監査人に伝達している。

[主査とあなたとの会話文]

あなた：	指示されていたグループ監査調書の期末の実績値への更新が終わりました。
主査：	ありがとうございます。レビューしましたが、監査計画の立案時から著しい状況の変化はなく、重要性の基準値やグループ監査の戦略について、計画変更の必要はなさそうで安心しました。構成単位の監査人からのインストラクションの回答も (A) の手続に関するフォームを除いて昨日までに全件回収していましたね。回答の中に修正済みの虚偽表示や未修正の虚偽表示の報告はありましたか。

あなた：	DYY 上海によると、返金負債の計算誤りにより、売上高の過大計上及び返金負債の過少計上が 1,000 千人民元あったものの、監査中に指摘したことで適切に修正されたとのこと。これが修正済みの虚偽表示として報告されています。その他の国からは、虚偽表示に関する報告はありません。
主査：	<p>ありがとうございます。日本国内では虚偽表示は検出されていませんでしたので、全体でその 1 件だけですね。そういえば、明日早朝に DYY SF との Web 会議を設定していたかと思います。DYY SF からの報告内容に、のれんの評価手続に関する詳細が記載されていましたから、後ほど私のほうで査閲します。のれんの他に、収益認識に係る特別な検討を必要とするリスクに対応する手続内容と結果も届いていると思いますので、内容を査閲し、不明点について Web 会議で質問できるよう予めまとめておいていただけますか。</p> <p>構成単位の監査人からは、監査対象の連結パッケージの金額についても報告が上がってきているかと思いますが、<u>⑧私たちが把握している子会社の財務情報の金額との整合を確認しておいてください</u>。監査報告書日付まで残り時間が少なくなってきましたが、お互いあと少し頑張りましょう。</p>
あなた：	はい、承知しました。

[構成単位の監査人が監査を行ったとして報告してきた財務情報の内容]

	DYY Shanghai	DYY San Francisco
	S4	S5 Group
Reporting currency	CNY	USD
Revenue	290,000 k	20,000 k
Net profit before tax	25,000 k	1,900 k
Total assets	83,500 k	29,200 k
(その他省略)		

問 1 監査チームは連結上の重要性の基準値の金額を上回っている S 3 社単体の売上高を、リスク対応手続の立案及び実施の対象科目としていない。考えられる理由を答えなさい。

問 2 S 4 社のような、中国に所在する子会社へのグループ監査の対応について、いわゆる「中国サイバー三法」(サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法)との関連で、特に留意すべき事項は何か、答えなさい。

問 3 S 7 社の構成単位の監査人は、これまで現地法定監査のために監査契約を結んでいた同一ネットワーク・ファームではない現地ローカルの監査人であり、当期金額的に重要な固定資産の取得の予定があったことから、当該取引の実在性検証のために構成単位の監査人としてはじめて利用するものである。このような監査人を、構成単位の監査人として関与させる場合にグループ監査人として留意すべき項目は何か、具体的に 2 つ答えなさい。

問4 S8社のようないわゆるシェアード・サービス・センターがある場合などに、リスク対応手続の集約的な実施が可能かどうか検討すべき要因を示した以下の文章の空欄①～③に当てはまる適切な語句をそれぞれ漢字2文字で答えなさい。

- ・財務報告に関連する活動の（ ① ）化の水準
- ・（ ② ）化された内部統制の程度及び範囲
- ・グループの活動及び事業分野の（ ③ ）性

問5 会話文中の空欄④には、一般的に④以外のインストラクションの回答入手後、グループ監査人による監査報告書日付までの期間に入手する必要がある手続の名称が当てはまる。当該手続について、漢字4文字で答えなさい。

問6

1. あなたが会話文中の下線部⑤の手続を実施した結果、気づき事項があった。気づき事項の内容と、その理由として考えられる原因を答えなさい。
2. 気づき事項を主査に報告したのち、構成単位の監査人とコミュニケーションを実施したところ、当該気づき事項が生じた理由はあなたが考えた原因のとおりであった。そこで、主査は被監査会社に連結財務諸表を修正するよう依頼したが、既に開示スケジュールが迫っていることから、修正が難しい旨の回答を得た。要修正事項が質的には重要ではなく、影響も限定的で未発見の虚偽表示リスクを高めるものではないと仮定した場合に、意見表明にあたって監査上求められる対応を答えなさい。なお、本来は内部統制監査への影響も検討を要するが、本問では考えないものとする。

問7 実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従うと、IFRS会計基準もしくは米国会計基準の場合は少なくとも以下の5つの項目について会計基準差異の調整を行わなければならない。空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- ・（ ① ）の償却
- ・退職給付会計における（ ② ）の費用処理
- ・研究開発費の支出時費用処理
- ・投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価
- ・資本性金融商品の公正価値の事後的な変動を（ ③ ）に表示する選択をしている場合の組替調整

問8 グループ監査人は、連結プロセスから生じるグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクに対応するためのリスク対応手続を立案し実施する責任を負わなければならないが、その中に、連結プロセスから生じる不正による重要な虚偽表示リスクに対応することが含まれる。連結修正仕訳等に対して、経営者による内部統制の無効化に関係して一般的に求められるリスク対応手続の名称を、5文字で答えなさい。（漢字・平仮名・カタカナを用いてよい。）

問9 グループ監査に関連する以下の記述について、正しいものに○を、誤っているものについては×を解答欄に記入し誤りと判断した理由を答えなさい。

1. P社単体の監査では、グループ監査の手続実施上の重要性 97 百万円を、法定監査の手続実施上の重要性 69 百万円が下回っていることから、法定監査の手続実施上の重要性である 69 百万円を用いて監査手続を実施することが効率的である。
2. P社監査チームでは、連結の監査報告書に記載する「監査上の主要な検討事項」に、S 6 社に係るのれんの評価を記載しようとしている。のれんの評価に関する監査手続は構成単位の監査人である DYY SF が実施しているが、グループ監査責任者の責任が軽減されるわけではないため、「監査上の対応」欄に構成単位の監査人が手続を実施した旨は記載してはならない。
3. グループ財務諸表の監査意見の責任はすべてグループ監査責任者が負うが、構成単位の監査人が担当した構成単位の財務情報について、グループ財務諸表の監査のために作業を実施した結果である自らの発見事項又は結論は、構成単位の監査人も責任を有する。
4. 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」に規定される事項は連結財務諸表作成会社のみ対象となり、連結財務諸表を作成しない会社の監査では用いることはない。

以 上

(この面は計算用紙として使用してよい)